

寄 附 行 為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本財団は、財団法人東日本小型自動車競走会と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を埼玉県川口市青木に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本財団は、小型自動車競走法(昭和25年法律第208号。以下、「法」という。)に基づき、地方公共団体の行政事務の一部の委任を受けて、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図り、地域社会の健全な発展及び関連機械工業の振興に寄与するとともに小型自動車競走その他のモーターサイクルスポーツの普及及び振興を図り、もって関連機械工業の活性化による国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 法第44条第1号の規定に掲げる小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車の競走前の検査、小型自動車競走の審判その他の小型自動車競走に関する事務
- (2) 法第44条第2号の規定に掲げる小型自動車競走の勝車投票券の発売等に関する事務
- (3) 法第44条第3号の規定に掲げる小型自動車の競走開催につき宣伝を行う事業
- (4) 法第44条第4号の規定に掲げる入場者の整理その他小型自動車競走場内の整理を行う事業
- (5) モーターサイクルスポーツの競技者を育成し、訓練し、その競技技術の向上を図るための事業
- (6) モーターサイクルスポーツの競技者及び愛好家層の拡大に関する事業

- (7) モーターサイクルスポーツの普及及び振興に関する事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他

(資産の種別)

第6条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立に際し基本財産とされた財産
- (2) 設立後基本財産として寄附された財産
- (3) 設立後理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本財団の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

2 基本財産のうち、現金は、銀行その他の確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、本財団の目的達成上特に必要があると認められる場合において、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けた後、その一部を処分し、又は担保に供するときは、この限りではない。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に評議員会の審議を経た上、理事会の議決を得なければならない。

2 前項の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第1項の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第12条 本財団の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なく作成し、監事の監査を経た上、理事会の議決を得た後、評議員会に報告しなければならない。

2 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第13条 本財団は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第14条 本財団の収支決算に差額が生じたときは、理事会の議決を得て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第15条 本財団は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

第4章 役員及び評議員

(種類及び定数)

第16条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上8人以内

(2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち、1人を会長、1人又は2人を常務理事とする。

(選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第18条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 会長は、本財団を代表し、業務を統轄する。

3 常務理事は、会長を補佐して、業務を総括する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第19条 役員の前任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の前任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員の現在数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第 21 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

(評議員)

第 22 条 本財団に、評議員 4 人以上 8 人以内を置く。

2 評議員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 第 19 条及び第 20 条の規定は、評議員について準用する。この場合において、第 19 条中「役員」とあるのは「評議員」と、第 20 条中「役員」とあるのは「評議員」と、「理事会及び評議員会」とあるのは「理事会」と、「それぞれ理事及び評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(兼任の禁止)

第 23 条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(顧問及び参与)

第 24 条 本財団に、顧問 3 人以内及び参与 5 人以内を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本財団に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本財団の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 参与は、本財団の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

5 第 19 条第 1 項の規定は、顧問及び参与について準用する。

第 5 章 理事会及び評議員会

(理事会の構成)

第 25 条 本財団に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(理事会の権能)

第 26 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の運営に関する重要事項を議決する。

(理事会の開催及び招集)

第 27 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、会長が特に必要があると認めたとき。
- 4 理事会は、会長が招集する。
- 5 理事会の招集は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。
- 6 第3項第2号又は第3号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、前条第3項第3号の規定により請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を定める。

(理事会の定足数及び議決方法)

- 第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定める場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事会は、第27条第5項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の議決があった場合は、この限りでない。
 - 4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(理事会の書面表決等)

- 第30条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により表決権を行使する理事は、前条第1項及び第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 31 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

(評議員会の構成)

第 32 条 本財団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の権能)

第 33 条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の事業運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じて審議し、又は意見を具申する。

(評議員会の招集等)

第 34 条 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。

3 第 27 条第 5 項、第 29 条第 1 項、第 30 条及び第 31 条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 寄附行為の変更、解散等

(寄附行為の変更)

第 35 条 この寄附行為は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解 散)

第 36 条 本財団は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定に基づ

き解散する。

- 2 民法第68条第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本財団が解散する際に有する残余財産は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本財団と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

第7章 補 則

(備付け書類及び帳簿)

第38条 本財団は、その主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿並びに履歴書
- (3) 事業報告書及び収支計算書
- (4) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 理事会の議事に関する書類

- 2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、原則としてこれを一般の閲覧に供しなければならない。ただし、第2号のうち、理事、監事及び評議員の履歴書についてはこれに含めないものとする。

(事務局)

第39条 本財団に、事務を処理するため、事務局長及び所要の職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第40条 この寄附行為の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、東日本小型自動車競走会の組織変更に係る認可（自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 82 号。以下、「一部改正法」という。）附則第 11 条第 2 項の規定に基づく経済産業大臣の認可をいう。）が同条第 3 項の規定に基づきその効力を生ずる日（以下、「組織変更効力発生日」という。）から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項第 1 号に掲げる財産は、前項の組織変更の認可が一部改正法附則第 11 条第 4 項の規定に基づき財団法人の設立許可とみなされた際における運営改善基本預金のうちの 1 億円とする。
- 3 第 1 項の認可に係わる組織変更前の東日本小型自動車競走会定款第 17 条の規定に基づき、その役員会の議決を経て作成された同条第 4 号の事業計画及び収支予算については、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、これを本財団の当初の事業年度の事業計画書及び収支予算書とする。
- 4 前項の規定に基づく本財団の当初の事業年度の事業計画書及び収支予算書に係わる第 11 条第 2 項の規定の適用については、「前項の議決を得た」とあるのは「当初の事業年度の」とする。
- 5 第 4 項の規定に基づく本財団の当初の事業年度の事業計画書及び収支予算書に係わる第 11 条第 3 項の規定の適用については、「第 1 項の議決を得た」とあるのは「当初の事業年度の」とする。
- 6 一部改正法附則第 11 条第 1 項に基づく組織変更（以下、「組織変更」という。）後の本財団の当初の役員は、第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙 1 のとおりとする。
- 7 組織変更後の本財団の当初の評議員は、第 22 条第 2 項の規定にかかわらず、別紙 2 のとおりとする。
- 8 臨時理事会が組織変更効力発生日の翌日から起算して 7 日以内に開催される場合には、第 27 条第 5 項及び第 29 条第 3 項の規定を適用しない。
- 9 前項の場合に係る第 30 条第 1 項の規定の適用については、「出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について」とあるのは「出席できない理事は、」とする。